

八尾市

認証保育施設あんない



こども若者部 保育・こども園課

TEL 072-924-8529

認証保育施設への斡旋（あっせん）について

1. 認証保育施設とは

認証保育施設とは、認定こども園・保育所（園）・小規模保育施設ではなく「認可外保育施設」ですが、付近に保育所がないなどのやむを得ない事由により、保育を必要とする児童を八尾市の要綱に基づいて斡旋をしている施設です。

なお、本制度は認定こども園・保育所（園）・小規模保育施設への途中入所ならびに次年度の入所を保証するものではありません。また、申込み状況により入所できない場合がありますのでご了承ください。

2. 斡旋（あっせん）について

（1）斡旋対象者

斡旋の対象は、以下の項目を満たす方となります。

- ・ 八尾市在住の0歳児（斡旋月の初日に月齢3ヶ月以上かつ首がすわっていること）及び1歳児・2歳児（4月1日現在の満年齢です）
- ・ 認定こども園・保育所（園）・小規模保育施設の申込みをしているが、入所できていない方
- ・ 下記の「（2）斡旋できる基準」を満たす方

※斡旋中であっても、斡旋できる基準に該当しなくなれば斡旋を解除しますのでご注意ください。

（2）斡旋できる基準

児童の保護者のいずれもが下記基準（保育要件）のいずれかに該当する場合に斡旋が可能です。

- ①保護者が日中に月64時間（休憩時間含まず）以上の労働を常態としている。
- ②保護者が産前8週（多胎妊娠は14週）から産後8週の期間に該当する。
- ③保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がい[※]を有している。
※身体障がい者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方が対象
- ④保護者が親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している。
- ⑤震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている。
- ⑥保護者が求職活動[※]を行っている（起業準備を含む）。
※期間が3ヶ月程度であるため、斡旋を継続する場合は他の基準に該当する必要があります。
- ⑦保護者が就学をしている（職業訓練校等における職業訓練を含む）。

（3）斡旋期間

斡旋期間は、上記の基準に該当する期間または年度末（3月末）で解除となります。

次年度（4月）以降も認定こども園・保育所（園）・小規模保育施設への入所を希望される場合は、あらかじめ入所申込を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

なお、年度途中で斡旋を解除した場合は再び斡旋を受けることはできません。また、複数年度利用することもできませんのでご注意ください。

3. 申込みについて

(1) 申込上の注意

- 市役所での受付は、斡旋の申請のみです。認証保育施設と別途保育についての契約を直接していただく必要があります。
- 斡旋の受付は斡旋を希望する月の前月20日迄です。
※4月1日付の斡旋の受付期間については、「保育利用あんない」をご確認ください。
- 斡旋の開始は、毎月1日付となります。月途中からの斡旋はできません。
- 認証保育施設は、斡旋人数の上限があり、斡旋できる基準を満たしていても斡旋できない場合があります。途中で空きが出る可能性がありますので、随時お問い合わせの上、ご確認ください。

(2) 必要書類

斡旋を希望する場合、以下の書類をご提出ください。

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書一式
(すでに当該年度の申込みをしている場合は不要です)
- ② 斡旋申請書

(3) 斡旋決定までの流れ

認証保育施設への斡旋は、申込みを提出した時点では決定ではありません。

斡旋希望月に就労の調査等を行い、斡旋できる基準を満たしているかどうかの審査を行ったうえで、斡旋児童を決定します。なお、斡旋決定した方へは、担当課から文書で通知します。また、調査の結果、申込書とは違う就労時間や日数で基準に該当しない時などは斡旋を受けることはできません。その場合費用はすべて自己負担になるのでご注意ください。

また、就労実態を正確に確認するため、前月のタイムカードなどの勤務日数・時間のわかるものの提出をお願いする場合があります。

(4) 斡旋解除(退所)の手続き

引越し等により斡旋解除(退所)される場合は、必ず認証保育施設と担当課へ事前にご連絡ください。

4. お願い

斡旋申請後、または斡旋決定後も下記理由で状況が変わったときは、速やかに担当課までご連絡ください。

- ① 斡旋児童が病気等で長期欠席される場合
(ただし、欠席が長期になる場合は、原則として斡旋を解除します。)
- ② 住所が変わったとき(市内へ転居または市外へ転出される時) ※市外への転出は斡旋解除となります
- ③ 家族の状況に異動があったとき(離婚、再婚、出産等)
- ④ 育児休業を取得される時(育児休業取得時は斡旋解除となります)
- ⑤ 保護者が転職・退職・就職されたとき
- ⑥ 斡旋申請を取り下げるとき

5. 保育助成額について

保育助成額は、斡旋する児童の世帯の市民税額の内容によって決定します。

(1) 保育料助成金額表

その月の初日現在における 在籍児童の属する世帯の階層区分		3歳児未満	
階層 区分	定義	保育助成 委託料額	保護者 負担金額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯又は政令第4条第2項第8号に規定する里親である支給認定保護世帯	53,500円	0円
B	市町村民税非課税世帯	53,500円	0円
C1	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	45,200円	8,300円
C2	所得割課税額が48,600円未満	43,440円	10,060円
D1	所得割課税額が48,600円以上71,000円未満	40,500円	13,000円
D2	所得割課税額が71,000円以上117,000円未満	33,850円	19,650円
D3	所得割課税額が117,000円以上162,000円未満	26,950円	26,550円
D4	所得割課税額が162,000円以上206,000円未満	19,200円	34,300円
D5	所得割課税額が206,000円以上350,000円未満	7,300円	46,200円
D6	所得割課税額が350,000円以上	4,000円	49,500円

※この表にある助成金額は、毎年変更になる可能性がありますのでご注意ください

※市民税非課税世帯における0～2歳児保育料は国制度における無償化の対象になります。

※市民税課税世帯における2歳児保育料は八尾市独自施策による無償化の対象となります。

(2) きょうだい(弟妹)が認定こども園等に入所している場合

きょうだい(弟妹)が認定こども園等に入所している場合、認定こども園等入所児童の保育料が軽減されます。軽減申請書に必要事項を記入、押印のうえ、担当課までご提出ください。

6. 各施設について

(ならし保育について)

認証保育施設に入所した場合、最初の数日間は、お子さんの急激な環境の変化の緩和等のため「ならし保育」として短縮保育を必要とします。詳しくは認証保育施設までお問合せください。

★豆の木保育園の概要

所在地	桜ヶ丘2-221		【TEL】	072-925-8839	
施設定員	0歳	20名（幹旋枠として）			
	1歳				
	2歳				
保育目標	○ 児童福祉法に基づき、各家庭との連携を密にして、五感を発達させ、感性豊かな子どもを育てていくことを目標とし、保護者や地域社会の人々の思いや願いに応えられる開かれた保育園づくりをする。				
保育時間	曜日	延長保育時間	通常保育時間	延長保育時間	
	平日	8:00～	9:00～17:00	～18:00	
	土曜	8:30～	9:00～14:00	なし	
保育所に 係る費用	【保育料】 月額最高 49,500円（保育料助成あり）				
	【入所・協力金】 なし		【延長保育料】 なし		
	【給食費】 なし		【その他実費】 あり		
職員配置及び 職員構成	園長1名、保育士5名（うち有資格者5名）				
保育行事 及び 保健関係 (参考)	4月	お花見		10月	うんどうかい
	5月	こどもの日製作 ありがとうプレゼント製作		11月	勤労感謝の日プレゼント製作 造形あそび
	6月	時の記念日製作 ありがとうプレゼント製作 雨の日いろいろ室内あそび		12月	クリスマス会 クリスマス製作
	7月	七夕製作 プールあそび（水遊び）		1月	お正月あそび
	8月	夏祭りごっこ プールあそび（水遊び）		2月	節分製作 豆まき
	9月	敬老の日プレゼント製作		3月	ひなまつり ひなまつり製作 おわかれ会
	毎月	お誕生日会・身体測定・避難訓練			
	その他の 保育サービス	延長保育			
休園日	お盆休み、年末年始（12/29～1/5）、年度末（3/30～3/31）				